

令和5年度春季における都市緑化推進運動実施要綱

1 目的

都市における緑地は、オープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な景観の形成など様々な機能を有しており、都市住民が健康で文化的な生活を送るうえで不可欠なものである。昨今、地球規模での環境問題に対する国民の関心が高まる中、カーボンニュートラルに資する二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象や暑熱環境の改善、生物多様性の保全など、都市緑化が果たしている環境保全機能が従来にも増して認識されてきている。

近年、このような緑地が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの取組みが進められ、地域住民や NPO 等の多様な主体が都市における自然環境の保全等の活動に参画する機運が高まっている。グリーンインフラを基点とした緑化活動の展開により、市民の広範な参加、協力を得て、公共施設等の緑化等に加え、市街地の大半を占める私有地の緑地の確保を図り、緑豊かな生活環境を実現することが期待されている。

このため、緑の存在が新緑や色とりどりの花々によって鮮やかに意識される春季に、広く国民の参加と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための都市緑化推進運動を広く展開するものである。

2 期間

令和5年4月1日（土）～6月30日（金）とする。

3 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4 テーマ

『花と緑のまちづくり』

5 実施内容

都市における緑の保全、創出、活用を市民の参加、協力のもとに推進するために、下記の事項を積極的に実施するものとする。なお、本運動における行事等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の感染状況や行事等の態様等を踏まえ、感染防止策を検討し、地域の実情に応じ、適切に判断するものとする。

①全国「みどりの愛護」のつどいの開催

令和5年6月3日（土）に第34回全国「みどりの愛護」のつどいを福岡県にて開催する。

②「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）行事の実施

「みどりの日」、「みどりの月間」の制定の趣旨を踏まえ、「みどり」にちなんだ行事を開催する。

③有料公園の無料開放

国及び地方公共団体の設置する有料の都市公園について、「みどりの日」「みどりの月間」を中心として無料開放を行う。

④普及啓発活動の実施

市民参加による緑のまちづくりを推進するため、緑に関するセミナー、シンポジウム、コンクール等の普及啓発活動を実施する。

⑤都市緑化基金等への募金活動の展開

民有地における緑化活動を充実するため、都市緑化基金等への募金活動を展開する。

⑥みどりの愛護活動の実施

公園緑地、河川、道路等においてみどりの愛護に関する活動を推進する。

⑦広報活動の実施

広く市民の参加、協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、インターネット等の活用による広報活動を積極的に実施する。